

コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラム2025が公表される

金融庁は、2025年6月30日に「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた
アクション・プログラム2025」を公表しました

ガバナンスコード

総会前開示

取締役会の実効性



News

- 今回公表されたアクション・プログラム2025では、「緊張感ある信頼関係」に基づく対話の促進に向けて、コーポレートガバナンス・コードの見直し（第三次改訂。スリム化／プリンシプル化を含む。）等の必要な環境整備を進めることが示されています。
- 具体的には、今後の主な方向性として、いわゆるcash holding問題への対応として、現預金の投資等への有効活用を検証・説明責任の明確化、有価証券報告書の総会前開示の環境整備、有価証券報告書の記載事項の整理（スリム化含む）が示されています。
- このほか、企業の具体的な事例の共有や議論を行う場として「コーポレートガバナンス実践コンソーシアム（仮）」の立上げ、非財務情報の開示についてのセーフハーバー・ルールの整備等も明記されています。



Background

金融庁では、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言を行うことを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置しています。今回公表されたアクション・プログラムは、2025年6月に開催されたフォローアップ会議において議論された内容が反映されたものとなります。



Insight

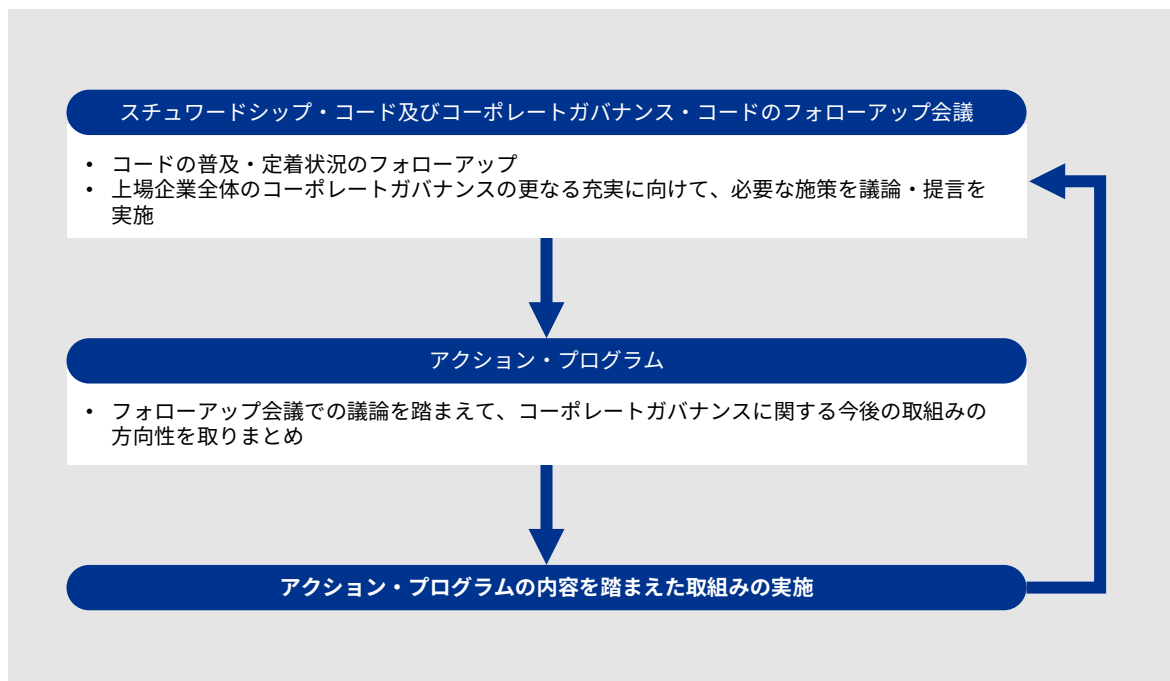
2014年のスチュワードシップ・コードの策定、2015年のコーポレートガバナンス・コードの適用開始から約10年が経過し、両コードの目的に立ち返り、企業と投資家の「緊張感ある信頼関係」に基づく対話の促進に向けた**コーポレートガバナンス・コードの見直し（第三次改訂）**が行われることになりました。コード適用についての実務の浸透も進んだことから、**コードのスリム化／プリンシプル化も検討**するとされており、上場企業の対応コスト・開示負担にも考慮しつつ、企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンスの実質化を促す方向性となっており、バランスが取れた内容になっています。

1. コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラムとは

今回公表された「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」（以下、「アクション・プログラム2025」）は、2025年6月13日に開催された、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、「フォローアップ会議」）（第30回）における議論を踏まえ、取りまとめられたものです。

フォローアップ会議は、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及・定着状況のフォローアップおよび上場企業のコーポレートガバナンスの充実に向けて、必要な施策の議論・提言を行うことを目的として、2015年に金融庁に設置された会議体です。

2023年以降は、フォローアップ会議の議論を踏まえて、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム」が公表され、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、コーポレートガバナンスの実質化・実践に向けた取組みが実施されています。そして、翌年度のフォローアップ会議では、前年度のアクション・プログラムに基づき実施された取組みを受けた議論がされています。



（出所：金融庁公表資料を基にあずさ監査法人作成）

2. アクション・プログラム2025の内容

アクション・プログラム2025では、企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンス改革の実質を引き続き促しつつ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、5つの課題についてこれまでの取組みを示したうえで、今後の方向性が示されています。

(1) 稼ぐ力の向上

アクション・プログラム2025では、株主・投資家との対話を通じた企業価値向上に取組む企業は2023年3月に東京証券取引所から公表された「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた要請」を踏まえて増加している一方、持続的な成長の実現に向けた経営資源の適切な配分に関する取組みは十分でないとされています。

そのうえで、今後の方向性として、投資機会の認識や経営資源の配分に関する検証・説明責任の明確化という観点から**コーポレートガバナンス・コードを見直し、経営戦略・経営課題との整合性を意識した取締役会の実効的な監督および更なる開示を促す**ことや、人的資本への投資に関する開示の充実を進めることが示されています。

(2) 情報開示の充実・投資家との対話促進

アクション・プログラム2025では、有価証券報告書の定時株主総会前開示（以下、「総会前開示」）に関する議論の進展や、スチュワードシップ・コードの改訂を通じて、企業と投資家の対話には一定程度の進展がみられるとされています。

そのうえで、今後の方向性として、**総会前開示の取組みをさらに促すために、コーポレートガバナンス・コードの見直しや、環境整備に向けた制度横断的な取組み、関係省庁と連携した推進策（法制面の整理等）の検討を進めるほか、有価証券報告書の記載事項の整理（スリム化）を進めることにより、企業と投資家の建設的な「目的を持った対話」の実施につなげ、中長期的な企業価値の向上や持続的な成長を促すために不可欠な「緊張感ある信頼関係」の構築につなげると**されています。

(3) 取締役会等の機能強化

アクション・プログラム2025では、取締役会が、迅速・果断な意思決定および独立・客観的な立場からの実効的な監督機能といった役割を果たすためには、質の高い十分な数の独立社外取締役の選任と併せて、取締役をサポートする取締役会事務局の役割が重要であるとされています。

そのうえで、今後の方向性として、独立社外取締役の役割や取締役会事務局の機能強化について、**実務上の課題や対応を議論する場として「コーポレートガバナンス実践コンソーシアム（仮）」を立ち上げ、具体的な事例の共有を進めると**されています。

(4) 市場環境上の課題の解決

アクション・プログラム2025では、政策保有株式、大量報告保有制度、親子上場といった市場環境上の課題に対する取組みを進めるとされています。

具体的には、**政策保有株式の開示**については、過年度における有価証券報告書のレビュー結果における指摘事項を踏まえたうえで、引き続き**課題や開示例等の分析・公表や、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に照らした実務となるような対応の検討**を進めるとされています。また、**大量保有報告制度**については、違反に対する抑止力を高めるために**課徴金額の水準引き上げ**を検討するほか、**親子上場やグループ経営等に関する検討・開示の推進**を行うことが示されています。

(5) サステナビリティを意識した経営

アクション・プログラム2025では、2021年6月に行われたコーポレートガバナンス・コードの改訂において、サステナビリティを巡る取組みに関する取締役会の責任が明確化されたことに触れたうえで、サステナビリティ情報の開示に関する昨今の動向（サステナビリティ基準（SSBJ基準）の公表、金融審議会におけるサステナビリティ開示・保証に関する議論の動向）が言及されています。

そのうえで、サステナビリティを意識した経営に関する取組みについて「**コーポレートガバナンス実践コンソーシアム(仮)**」における事例収集等を通じた認識の底上げを図るほか、諸外国の動向に留意しつつ**サステナビリティ開示・保証制度についての議論の深化や、サステナビリティ情報を含む非財務情報に関するセーフハーバー・ルールの整備**を進めるとされています。

3. 今後の動向について

アクション・プログラム2025の公表に先立ち、2025年6月13日に公表された「**新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版**」においては、企業価値の向上・コーポレートガバナンスに関する文脈において、**コーポレートガバナンス・コードの見直しの検討を含む、コーポレートガバナンスに関する新たな政策パッケージのとりまとめ**について言及されています。これらの取組みは、稼ぐ力の向上(上記2(1))や情報開示の充実(上記2(2))に対応する形となっており、今後具体的な議論が進められることが見込まれます。

また、情報開示の充実(上記2(2))や**セーフハーバー・ルールの検討**(上記2(5))については、2025年6月24日に開催された第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合において、**金融庁から金融審議会に対して、検討の諮問がされており、今後設置されるディスクロージャーワーキンググループ(仮称)で議論が進められることが見込まれます。**

このように、アクション・プログラム2025で取り上げられた課題については、今後具体的な検討が進められていくことが見込まれます。いずれの検討も今後の企業実務に大きな影響が見込まれることから、継続的な動向の把握が重要になると考えられます。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public